



## 生物多様性条約COP10ハイライト

2010年10月22日 金曜日

第1作業部会（WG-1では山岳地の生物多様性および内陸水に関する決定書草案の検討が行われ、第2作業部会（WG-2）ではGBO3、条約および戦略計画の実施、国別報告書、多年度作業計画（MYPOW）に関する決定書草案が取り上げられた。ABS交渉は、緊急事態、伝統的知識（TK）、遵守、および前文が焦点となった。また、様々なコンタクトグループおよび非公式の会合が日中から夜遅くまで開催された。

### 第1作業部会 (WG-1)

**山岳地の生物多様性:** 参加者は決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.1)について検討した。EUは、作業計画はCBDの3つの目的に沿って実施しなければならないと強調する前文を追加し、本文中の利益配分の記載を削除することを提案したが、後者についてインドネシア、ブラジル、中国が反対した。非公式協議の後、「3つのCBDの目的をバランスのとれた方法で」実施すると記載する前文を新たに盛り込み、さらにこれを決定書本文中にある、保全や持続可能な利用、利益配分に関する記載と置き換えて使用することが合意された。

ニュージーランドは、締約国に対し、持続可能な山岳地開発と両立しうる農業、林業および酪農業の慣行を促進するよう「要請」というより「奨励」することを提案し、参加者の合意を得た。中国は、「人間と競合しうる動物、特に大型捕食動物」に関する地域戦略策定についての記載を削除するよう提案し、カナダ、コスタリカ等がこれに反対した。非公式協議の後、地域協力を奨励する幅広い規定の中に同文を盛り込むことで合意された。

ニュージーランドは、人間の福利 (well-being) に関する記載を削除するよう提案し、EU、アフリカン・グループがこれに反対を唱えた。結局、「それゆえに人間の福利の確保に寄与する生態系サービスの提供」と記載することで合意となった。こうした点やその他の些少な修正を経て、決定書草案が承認された。



**内陸水:** 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.2)の検討が行われ、脚注に生態系サービスのための支払いを定義することが決定した。ニュージーランドは、貧困緩和はCBDのマンドートの範囲を超えているとの懸念を表明した。Hufler議長は、貧困緩和に寄与するCBDの役割について言及することを提案し、参加者もこれに同意した。ペルー、ジャマイカは、各国の算定に関する議論は戦略計画の下で進行中であると、各記載を括弧書きにするよう要請した。

その後、「水の安全保障」の定義が議論の焦点となり、脚注に全般的な定義を挿入することが検討された。ブラジル、EUをはじめとする国々は、この問題をケースバイケースで取り扱うことを提案し、これが合意された。オーストラリアは、アジェンダ21の文言を使用することを提案し、アフリカン・グループがこれを支持した。増大する都市人口向けの水の供給を扱ったパラグラフについては、「高効率の適切な品質の水を供給し、それにより都市部の水供給に寄与する」と修正された。科学と政策の連係に係わるパラグラフ中に、「水の安全保障」をどうやって盛り込むかという点で合意に至ることができず、一週目のWG 1は閉会となった。

## 第1作業部会 (WG-1)

**生物多様性2010年目標の進捗状況とGBO:** 参加者は、GBO 3に関する決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.1)の検討を行った。EUは、資金問題について平行して行われている議論を中断し、事務局がGBO関連の活動を行うよう要請する規定部分に括弧をつけるよう求めたが、ブラジル、メキシコ、南アフリカは、こうした活動は資金源の利用可能性に左右されるとして、これに反対した。その後の議論で、同規定は資金問題に関する平行した議論に従うと記した脚注を挿入することとなった。

EUは、IPBESが設立される場合は、IPBESとの連携および相乗効果に関する規定を括弧で囲むよう求めたが、ブラジル、メキシコ、エクアドル、南アフリカが反対した。オーストラリアは、決定書のIPBES運用に関するすべての記載を条約に移行するよう提案し、EUが支持を表明した。議論の後、EUは「設立される場合」という記載が削除された場合は括弧を削除することということで同意した。

**条約および戦略計画の実施:** 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.2)が検討された。ガーナは、生物多様性関連の他の国際条約の戦略計画の実施における役割、およびフォーカルポイントのNBSAPの改正への関与について、前文に記載することを提案した。EUは、キャパシティビルディング活動、2010年目標未達の詳細分析、および生物多様性の関連部門との一本化に関する諸ガイドの作成は「資金源の利用可能性を前提とする」との案文を提案したが、ブラジル、ヨルダン、マレーシア、ケニア等がこれに反対した。ケニアは、野心的な目標を実施するための実質的な資金源が必要だと強調した。ガンビアは、対応すべき課題を限定するための資金源の検討を利用することに釘を刺した。EUは、自らの懸



念は予算グループ内の議論を予断することではないと説明した。メキシコは、優先順位は作業部会で設定されたものであり、予算グループで設定されたものではないと主張した。すべてのCOP決議は資金の利用可能性が前提とされていると指摘しつつ、ジンバブエは、資金の利用可能性についての記載を「保留」することを提案した。決定書草案については時をあらためて検討される予定だ。

**各国の報告:** 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.3)に関する議論の中で、EUは、第5回国別報告書のためのガイドラインはCOP 11からの追加的指針によって補完されうると示唆した。

報告様式については、ニュージーランドが、まず共通様式を参照するものとし、適宜、ナレーション方式を利用することを提案した。カナダは、柔軟性の必要性を指摘し、共通方式の利用に懸念を示した。ヨルダン、資金の利用可能性に左右される報告書作成マニュアルの翻訳版作成の記載に反対し、EUは、それを削除することに合意した。締約国ができるだけ速やかに作業を開始するよう要請されることに関して、リベリアは、時宜にかなった方法で資金メカニズムから必要な資金を獲得することが困難だと指摘した。Luna議長は、事務局が決定書草案をしかるべく修正すると示唆した。

**MYPOW および 会議の頻度:** 決定書草案 (UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.4)が検討された。COP 11 および 12の議題について、南アフリカ、マレーシア、ベニン、ブルキナファソが、ABS 議定書周辺の括弧書きを削除し、その実施という記載を追加するよう要請した。

EU、メキシコ、ウクライナ、日本、マレーシア、グルジア等は、2015年以降のCOP会議の頻度については、再検討の対象とするという案を支持した。EU、日本は、資金問題に関する議論の結果を待つて、COP 12までの会合間に2回のSBSTTA会合を開催するという一節を括弧でくくるよう要請したが、メキシコ、マレーシア、グルジアがこれに反対した。その後、今週のWG 2は閉会となった。

### **ABSに関する非公式諮問グループ**

**前文:** ICGの議論のなかで、カナダは、反対という指示に変化はないことを示しつつ、UNDRIPに関するパラグラフを括弧書きのまま維持するよう求めた。議定書はILCの既存の権利について減少または廃止させると解釈されえないことを再確認するパラグラフについては、カナダ、ニュージーランド、およびGRULACが提唱している代替修正案に関する議論を回避するため、「既存の」および「または廃止」という文言を削除することが決まった。

**遵守:** Shikongo および Lago 共同議長案が少人数グループで討議された。この議長案は、遺伝資源の利用国は、国内法が義務付けている通り、指定されたチェックポイントで情報提供を行うものとし、関連情報の提供を怠った場合は、さらなる加工に関連する適用に影響を及ぼすと記載するものである。案文には、脚注として、同提案は合意または交渉されていないが、今後の作業のたたき台となると認識さ



れ、チェックポイント(第13条(1)(a)項)、国際認証(13条(3))、および強制的な情報公開義務の非遵守に関する規定(第13条bis)の下での文言を今後、置き換えると説明することで参加者の合意をみた。国際ABS オンブズマン制度(14条bis)の規定に関する予備会合が開かれた。一部の参加者はそのコンセプトを歓迎し、国家レベルの類似ツールを強調しつつ、技術的、法的支援が必要だとし、同制度の設置をめざし、採択後の運用ルールの詳細を詰めるよう提案した。一方、ある途上国の参加者は、国際オンブズマンと国内事情との関係や遵守関連の第12条~14条との関連と重複の可能性などの法的問題を指摘した。

チェックポイントや情報公開義務、国際認証などの懸案事項を取り上げるためのクロズドグループが設置された。

**公知となっている伝統的知識(TK)：**締約国は、伝統的知識の利用者が利益配分の協定を締結するため「必要に応じて、措置を講じる」が、細かい問題や新たな改正事項の多くで合意に至らなかったため、さらなる非公式協議が必要となった。

## 全体会合(プレナリー)

WG-1のHufler議長は、海洋の生物多様性、気候変動、バイオ燃料およびジオエンジニアリングについてはコンタクトグループと非公式グループでの作業が続けられるが、山岳地の生物多様性に関する決定書草案は採択されたことを報告した。WG-2のLuna議長は、決定書草案がいくつか採択され、戦略計画および資金動員戦略で進展がみられたと報告した。ICG共同議長のCasasは、ABS議定書案と、分野横断的テーマや遵守、適用範囲などを含む懸案事項での進展について概要を報告した。Hodges共同議長は、ICGの期限延長を提案し、議長からの指示を再考するよう参加者に求めた。

韓国は、国際的なABS議定書の締結に向けて努力を倍加させるよう呼びかけた。EUおよびGRULACは、ICGのマンデート延長を支持し、アフリカン・グループとともに、皆が合意できる議定書について緊急に作業する必要があると強調した。その後、全体会合でICGのマンデート延長案が承認され、週末の議論が可能となった。予算グループのHunter議長からは、2つの主要な会議のため任意の資金拠出が必要と指摘しつつ、着実な進展と懸案事項について報告があった。

シビルソサエティ(Civil Society)の代表は、強い執行力と遵守措置を備え、ILCやUNDRIPの尊重を担保するABS議定書の採択を求め、歪んだインセンティブやグリーン開発メカニズム、ジオエンジニアリング等のリスクを伴うアプローチは回避するよう求めた。青年(Youth)の代表は、生物多様性の損失に歯止めをかけ、野心的な2020年までのターゲットを採択するために、追加的で十分な資金供給を求めた。



**組織的な問題:** 下記のCOP 10ビューロー候補者が全体会合 の承認を得た。: CEEグループ代表 : Snežana Prokić (セルビア)および Ioseb Kartsivadze (グルジア)、アジア太平洋代表 : Akram Eissa Darwich (シリア)および Chan-woo Kim (韓国) 、GRULAC代表 Spencer Thomas (グレナダ) および José Luis Sutura (アルゼンチン) 、WEOG代表 Andrew Bignell (ニュージーランド) 、アフリカン・グループ およびEU : 後の段階で推薦者名を提出予定。 その後、全体会合で信任状について報告が行われた。

### コンタクトグループおよび非公式会合

**ジオエンジニアリング:** ジオエンジニアリングの定義に関して進展があり、定義を脚注に入れることが検討された。 その後は、COP 11での検討をめざしてジオエンジニアリングの透明かつ効果的な管理および規制枠組みを築くためのメカニズムについて検討するよう事務局に要請するという新たなテキストが検討に付され、そうしたメカニズムが既に存在しているのか、それらが生物多様性に関連した気候重視のジオエンジニアリングに特化しているのか等という点を討議した。

さらに、管理された設定の中で実施されるような小規模な科学研究を例外とすることを検討しつつ、今後の猶予期間（モラトリアム）に関する表現についての議論が進められた。また、「制限された」環境で実施すべきかという点、 国家管轄権または国家監督機関の監督に従うべきか、越境的な害悪が生じないように確保すべきか等という点も討議された。ある締約国は、「実質的な」越境的害悪 の回避と言及することを提案したが、他の国々がこれに反対した。NGO代表らは、国際法の侵害にあたと警告した。Korn議長は、CBD締約国の管轄または管理または管理下での活動が、他国またはいずれの国の管轄にも属さない区域の環境に損害を与えないよう確保する件に関するCBD第3条に言及することを提案した。また、CBD COPの決議が各国の管轄が及ばない区域におけるジオエンジニアリングへの対応の範囲についても簡単な討議が行われた。Korn議長は、さらなる検討のための改訂版ノンペーパーの作成を事務局に提案した。

**気候変動:** リオ条約間の協力に関する文言についての審議が続けられ、以下の点について合意が成された。すなわち、他のリオ条約の事務局に共同活動を展開するための提案を伝えるよう事務局に要請することや、Rio+20 サミット前に予備的な合同会合を開催する可能性を模索するよう各COPに招請し、そうした作業に関するサミット準備局に相談することである。その後、REDD+に関するテキストについて、土地保有や、ILCの権利、生物多様性の共同便益および生態系サービスに関する記載についての議論を行いつつ、討議された。一部の参加者からは、「生物多様性セーフガード（保護条項）」の記載について、これはUNFCCCの下で合意されておらず、処方的な文言によって現在進行中のUNFCCC交渉を予断しかねないと懸念する声があがった。ある先進国代表は、ILCへの負の影響を予防することは



CBDのマンデートの範囲外であると論じた。その後、政策決定および実施におけるILCの参加を確保する必要性を考慮しつつ、REDD+からの生物多様性に対する利益を拡大し、負の影響を予防するという修正テキストが検討に付され、国内法に従って土地所有と土地保有についても検討した。ILC代表と先進国グループは、代替案として原文の文言維持を求めた。

**戦略計画:** 戦略目標および注目される2020年までのターゲット が取り上げられた。すでに知られた絶滅危惧種の減少や絶滅の防止について言及するという目標については、種の絶滅および/または減少について盛り込むかという問題や、国家レベルでの2020年ベースラインか、地球規模のターゲットを盛り込むかという問題について意見の一致が見られなかった。また、ターゲット自体も意見がまとまらなかった。一部の途上国は、生息域外保全によるお粗末な結果を考慮に入れつつ、国家レベルで種の絶滅を防止する野心的なターゲットの実現に向けた課題を指摘した。交渉は夜にも続けられた。

**資金問題:** 資金メカニズムに関する共同議長提案についての議論がつづけられた。付属書の総合指針を含めた、資金メカニズムへの指針の再検討が取り上げられた。一部の途上国は、総合的な指針の修正を提案したが、COP 9 およびWGRI 3で合意されたテキストを改めて検討することはしないよう警告した。先進国は、締約国およびILCを含む関連する利害関係者に対し、今後の計画の優先順位策定に関する情報提供や意見提出を招聘する文言を追加することが提案され、締約国もこれに合意した。次に、GEF第6次資金補充に向けたCBD実施に必要な資金の完全なアセスのための委託条件（TOR）の議論へと移った。議論は夜も続けられた。

**第8条(J):** 議長の友グループでは、ABS交渉の結果を待つ間、ABS議定書制定のための特殊なシステム (*sui generis*) の言及については括弧書きを残すことで合意となった。慣習的な利用についてのワークショップに関しては、本件に関するサブミッション提出要請や会合文書の作成およびワークショップの成果を第8条(j) 項MYPOWに盛り込むべきかどうかという点が議論された。第8条(j)項 ワーキンググループ 7での突っ込んだ対話については、ある政府代表から利益配分のための手続きに焦点をあてることが提案されたが、参加者の多くが気候変動を重視する方が良いとの意見だった。その点から、緩和を適応と一緒に検討すべきかどうかという議論がなされた。また、適応に関してTKを参考にするという規定の表記の書き換えや気候変動の緩和についてのILCの見解が議論となった。その後、ILC によって「伝統的に占有されていた土地および海域」 について言及する倫理行動規定案における括弧書きおよびかれらのPICあるいは代案として「承認」について夜遅くまで議論された。



## 廊下にて

金曜日の中間全体会合では、ABSや戦略計画、資金問題以外の「ホットな問題」が明らかになった。それが、REDD+、バイオ燃料、**ジオエンジニアリング**のいわゆる「気候トロイカ」問題で、それぞれが個別の小グループで討議された。こうしたグループ会合の雰囲気については、ABSプロセスでの「一言一句、1コンマずつ」という交渉に類似しているとのことで、「ここでは現実の問題が危うい状況にある」との感想を漏らす者もあった。他方、「こうした問題に対してCBDで出来ることには限界がある」ため、実際はそれほど硬直したムードになく、誇張されているとの意見もあった。現実の決定は、UNFCCCを中心とした他の国際会議の場で行われるのだろう。しかし、**ジオエンジニアリング**やリオ条約間の協力に関する動きは、「堂々めぐりをしている」と称されることが多い、国家の管轄域外の海洋の生物多様性やREDD+、侵略的外来種などに関する議論と対照的であった。

夕方からは少人数グループでの作業が続けられたが、ABS交渉の参加者は共同議長から「美味しいディナーを食べて少し休むように」という指令を受けていた。これは、夜間の追加会合によって第1週のABS交渉を特徴づけた積極的なムードが減退することを心配した議長の計らいによるものである。情報公開義務やチェックポイント、緊急事態などの中核的問題の他にも、前文でのUNDRIPの記載の括弧書き等の当たり障りがなさそうな問題についても、本国政府との相談が求められる政府団には絶対に小休止が必要なのだと言った数名の出席者は示唆していた。しかし、ILCにとって重要なそうした記載は条約において「頭を悩ますような問題」ではないと指摘し、この問題の議論を繰り返すことでレジームの要の問題の解決に費やすための貴重な時間が無くなってしまおうとの懸念があがっていた。ABS交渉がつかずくとすれば、それは遵守絡みの問題だと見る向きがほとんどだったが、それでも、その他の問題の議論での参加者の苛立ちがつのれば、手強い交渉と信頼醸成というデリケートなバランスがあっけなく壊されかねないとの不安視する声も聞かれた。

GISPRI仮訳



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.